

創刊に寄せて

このたびここに創刊した『本郷法政紀要』は、東京大学大学院法学政治学研究科の「修士論文紀要」である。

本研究科博士課程の学位論文は、その全文を著書として公刊するか、その大意をまとめて然るべき専門雑誌に連載し公表するのが慣例になっている。だが、修士論文の発表の機会はごく限られていた。すなわち、格別に高い評価を受けた修士論文については、その一部または全体の要旨を『法学協会雑誌』または『国家学会雑誌』に掲載してきた。また、近年の東京大学都市行政研究会の研究叢書のように、修士論文の全文を公表する特別の媒体をもつ研究領域も決して皆無ではなかったが、これらはあくまで例外であって、大半の修士論文には発表の機会が与えられてこなかった。

しかし他大学の大学院では、修士論文紀要を刊行するところが増えている。そしてまた本研究科でも、修士課程の専修コースについては、すでに昨年度末に第1期生のリサーチペーパーの要旨を収録した『専修コース研究年報』を発刊した。そこで、これと符節を合わせ、修士課程の研究者養成コースの修士論文についても、これにふさわしい新たな発表媒体を設け、若手研究者に励みを与えることにした。

もっとも、本研究科の修士論文は10万字を目安にして執筆されているので、毎年20本を越える修士論文の全文を掲載することは困難である。さりとて、『専修コース研究年報』と同様の要旨集にしてしまったのでは、研究論文としての真価を伝えがたい。そこで、この『本郷法政紀要』には、指導教官から推薦のあった論文に限って、しかもこれを6万字以内に書き改めさせたものを掲載することにした。ただし、専修コース学生のリサーチペーパーであっても、修士論文並みのものをめざして執筆され提出された場合には、研究者養成コースの修士論文と同一の審査手続きに付され、この審査に合格した暁には博士課程への進学資格を与えられることになっているので、この手続きを経て専修コースから博士課程に進学した学生のリサーチペーパーは、修士論文と同質のものとして、この紀要への掲載資格を認めている。

掲載資格にこのような絞りをかけたにもかかわらず、創刊号に掲載を推薦された論文数は十数本に及んだ。そこで、これを2号に分割して掲載することとし、この第1号には民刑事法専攻と公法専攻の論文を、続く第2号に基盤法学専攻と政治専攻の論文を掲載することにした。

今後のご愛読とご講評を期待する次第である。

1993年12月

東京大学大学院法学政治学研究科長

西 尾 勝